

函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する市民意識を醸成し、市民が誇れる美しい街づくりを進めていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「発電システム」とは、住宅（居住部分の面積が1/2以上である店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）の屋根等への設置に適し、かつ、太陽光により発電した余剰電力を電力会社に販売することができる機能を備えた、太陽電池モジュールを有する設備一式をいう。

(対象設備)

第3条 補助対象となる発電システムは、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく電気事業者の低圧配電線と逆潮流のある系統連系をしていること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）や日本工業規格（JIS）など、中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、製品の性能や安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。
- (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が10kW未満であること。
- (5) 第5条に規定する補助対象経費を前号に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値で除した発電システム価格が、1kW当たり50万円以下であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、または市内に居住する予定のある者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 自己の主たる居住の用に供し、かつ、所有している市内の住宅に発電システムを設置する者または建売住宅供給者等から自ら居住するため市内において発電システム付きの住宅(新築のものに限る。)を購入する者

(2) 電力会社と電灯契約を締結する者

(3) 本市の市税に未納の額がない者

(4) これまでに函館市住宅用太陽光発電システム設置に関する補助金の交付を受けたことがない者

2 前項の場合において、当該本人が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合において、当該本人と生計を同一にする家族が当該住宅に居住するときは、前項に掲げる要件に該当したものとみなす。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、発電システムの設置に要する費用のうち、次に掲げる経費(消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。)の合計額とする。

(1) 発電システムを構成する次に掲げる機器の購入費

ア 太陽電池モジュール

イ 架台

ウ 接続箱

エ 直流側開閉器

オ 交流側開閉器

カ パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)

キ 余剰電力販売用電力量計

(2) 発電システムの設置に係る配線または配線器具の購入費および設置費

(3) 発電システムの設置工事に係る費用(ただし、別表で定める特殊

工事については、第3条第5号に規定する発電システム価格の算出のための補助対象経費から控除することができる。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、1kW当たり3万円に、第3条第4号に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（3kWを超える場合にあっては、3kW）を乗じて得た額とし、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の申請）

第7条 補助金の申請をする者は、別に定める期間内に、様式第1の申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 工事請負契約書または売買契約書（建売住宅購入の場合に限る。）の写し

(2) 発電システムの補助対象経費内訳書（様式第2）

(3) 発電システムの公称最大出力値が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請をした者は、補助金の交付決定が行われるまでは、発電システム設置工事の着手および建売における建物の引渡しを行ってはならない。

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書により、補助金の交付をしないことを決定したときは補助金否交付決定通知書により、補助金の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書により、補助金交付決定額および交付決定年月日を通知するものとする。

（補助金交付の決定の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第3による補助事業変更等申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業者は、市長が別に定める日までに補助事業を完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の実施が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を補助事業の完了後5年間保管しておくこと。

(実績報告)

第10条 補助事業者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日に当たる日までに、様式第4の補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の補助事業実績報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し

(2) 発電システムの補助対象経費内訳書(様式第2)

(3) 設置完了後の状態を示すカラー写真

(4) 新品の設置を証明できる書類の写し(出力対比表、保証書等)

(5) 補助事業者の住民票(世帯全員のもの)

(6) 市税に係る納税証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査等を行い、設置要件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 補助事業者は、自らの責任のもとに、発電システムを適正に維持管理し、継続稼働させるものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間については、市長の承認を受けずに取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれらに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の受給後1年間、月次の発電電力量、売電電力量および買電電力量その他市長が必要と認める事項について、様式第5の報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助金の適正な執行のため必要がある場合は、補助事業者に対して報告を求め、または発電システムの調査を行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に申請があった事業については、従前の要綱によるものとする。

別表（第5条関係）

特殊工事

項 目	工 事 内 容
安全対策費	屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するために、安全対策上設置場所に適した足場を設ける工事。
陸屋根防水基礎工事	陸屋根の基礎設置部分を掘削し、基礎を設置した後に施す防水工事。
積雪対策工事	積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事（太陽電池モジュールのフレーム補強も対象とする）、および積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために架台の嵩上げを行う工事。
塩害対策工事	強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事。
幹線増強工事	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。